

訪問介護費 一覧表

<<一割負担>>

区分	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
身体介護	基本利用料	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円
	利用者負担	179円	268円	426円	624円
区分	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	基本利用料	1,970	2,420円		
	利用者負担	197円	242円		

※訪問介護初回加算 サービス提供責任者が初回時訪問した場合 ⇒ 200単位/月

※緊急時訪問介護加算 緊急時に訪問した場合 ⇒ 100単位/回

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数に13.7%乗じた加算率で算定されます。

※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数に6.3%乗じた加算率で算定されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算所定単位数に2.4%乗じた加算率で算定されます。

※生活機能向上連携加算(Ⅱ)サービス提供者がリハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し
共同して利用者の心身の状況等を評価したうえ、生活機能向上を目的とした
訪問介護計画書を作成し、サービスを提供した場合 ⇒ 200単位/月

※同一建物減算（20人以上50人未満） ⇒ 10% 減算

指定相当訪問型サービス料金 一覧表

〈月額報酬の場合〉

区分		単位数	
頻度	利用回数	回	月
週1回	1～4回	287単位	—
	5回	—	1,176単位
週2回	1～8回	287単位	—
	9回	—	2,349単位
週2回超	1～12	287単位	—
	13回	—	3,727単位

〈1回あたりの単価の場合〉

区分	回	月
標準的な内容場合	287単位	—
生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満)	179単位	—
生活援助が中心の場合 (45分以上)	220単位	—
短時間の身体介護の場合	163単位	—

加算料として、下記の料金が加算されます。

※初回加算 新規の利用者へのサービス提供した場合⇒200単位/月

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に13.7%乗じた加算率で算定されます。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に6.3%乗じた加算率で算定されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算所定単位数に2.4%乗じた加算率で算定されます。

※生活機能向上連携加算(Ⅱ)サービス提供者がリハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し共同して利用者の心身の状況等を評価したうえ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービスを提供した場合⇒200単位/月

※同一建物減算(20人以上50人未満) ⇒ 10% 減算